

湯沢市情報公開条例施行規則

平成28年 7月15日

規則第31号

湯沢市情報公開条例施行規則（平成17年湯沢市規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、湯沢市情報公開条例（平成28年湯沢市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第10条第1項の規定による請求書の提出は、行政文書公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開請求書の記載事項）

第3条 条例第10条第1項第3号の規定による実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開方法の区分
- (2) 営利又は非営利の区分

（公開請求に対する決定等の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、決定期限延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による通知は、決定期限特例延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第11条第4項の規定による公開の請求に対する決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 公開決定をした場合は、行政文書公開決定通知書（様式第4号）
- (2) 条例第9条の規定による部分公開の決定をした場合は、行政文書部分公開決定通知書（様式第5号）
- (3) 公開しない決定をした場合は、行政文書非公開決定通知書（様式第6号）
- (4) 条例第8条の規定による請求を拒否する決定をした場合は、行政文書公開請求存否応答拒否決定通知書（様式第7号）

（第三者に対する意見書提出機会の付与等）

第5条 条例第12条第1項及び第2項の規定による実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開請求の年月日

(2) 公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第12条第1項及び第2項の規定による意見聴取は、行政文書の公開に関する意見聴取依頼書（様式第8号）によるものとする。

3 条例第12条第3項の規定による通知は、行政文書の公開決定に関する通知書（様式第9号）によるものとする。

（文書等の閲覧の中止命令）

第6条 実施機関は、文書等の閲覧をするものが当該閲覧に係る文書等を汚損し、又は破損する恐れがあると認められるときは、当該文書等の閲覧の中止を命ずることができる。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第13条第2項の規定による電磁的記録の公開は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) ビデオテープ又は録音テープ 専用機器により再生したものの視聴（その全部を公開する場合に限る。）

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、それらにより公開を行うことができる。

（文書等の写しの交付部数）

第8条 文書等の写しを交付するときの交付部数は、請求に係る文書等1件につき1部とする。

（費用の徴収）

第9条 条例第14条第2項ただし書及び同条第3項に規定する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、行政文書の公開を受けるときに納めるものとする。

（費用の減免）

第10条 条例第14条第4項の規定により費用を減額し、又は免除できる場合は、公開の請求を行う者が次に掲げる者であるときとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者であるとき。

(2) 災害その他特別の理由により費用の負担をすることが困難と認められる者であるとき。

2 前項の規定による費用の減額又は免除を受けようとする者は、行政文書公開費用減免申請書（様式第10号）に事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第11条 条例第17条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第11号）によるものとする

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、事務取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日の前日までに、改正前の湯沢市情報公開条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

区 分		金 額
非公開情報に伴う閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用		10枚まで 10円
		以降10枚ごと 10円
写しの交付に要する費用	複写機により複写したもの又は印刷物として出力したもの	白黒（A3判までの大きさの用紙） 1枚 10円
		白黒（A3判より大きい用紙） 1枚 100円
		カラー（A3判までの大きさに限る） 1枚 50円
	光ディスク（CD-R、DVD-R等）に複写したもの 1枚 200円	
	その他 写しの形態に応じて実費相当額	
	写しの送付費用 実費相当額	

（備考）用紙の両面に複写又は印刷されたものは、片面を1枚として算定する。